3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字宮前五八の一、五八の二、五九、六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢箕ノ口館一の一、三の三、三の四、字草木沢桧木山六、一四の一、一六、一七の一、一八、二一の一、二一の四、二七の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒中野滝沢堤下三三の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

滝沢堤下三三の九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市明神字三坂沢一四五〇の四（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県角田市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県角田市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年七月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	形式変更の内容
第4943号	船外機（小型船舶用）	THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	①コンロッド、ピストン及びピストンピンの変更 ②クランクシャフトの変更 ③中間軸の変更 ④ディラーンハンドル（シフト方式）の変更
第4944号	〃	00994 F	〃

○国土交通省告示第九百四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社小松製作所小山工場	栃木県小山市横倉新田400番地	内燃機関（シリンダの径が180ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年8月7日から平成29年8月6日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃